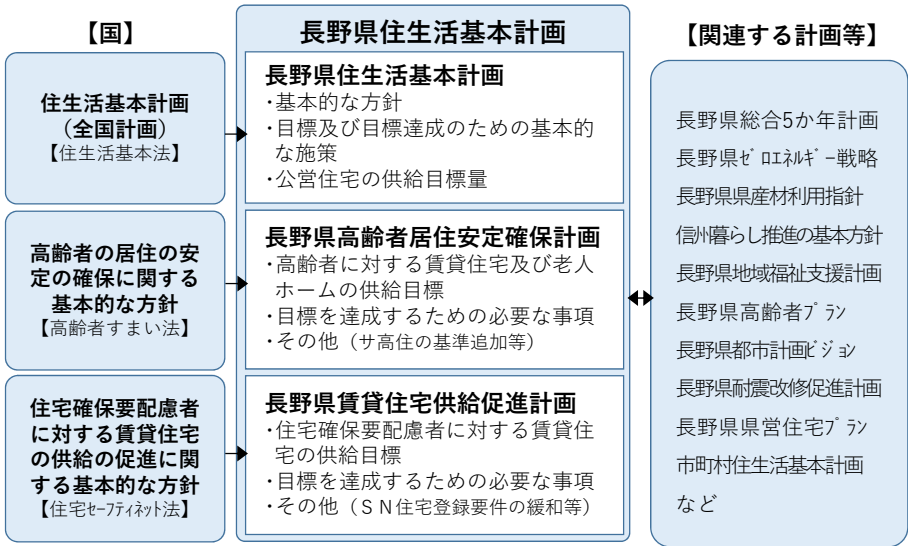


# 長野県住生活基本計画（R3～12）について

建築住宅課

## 1 趣旨

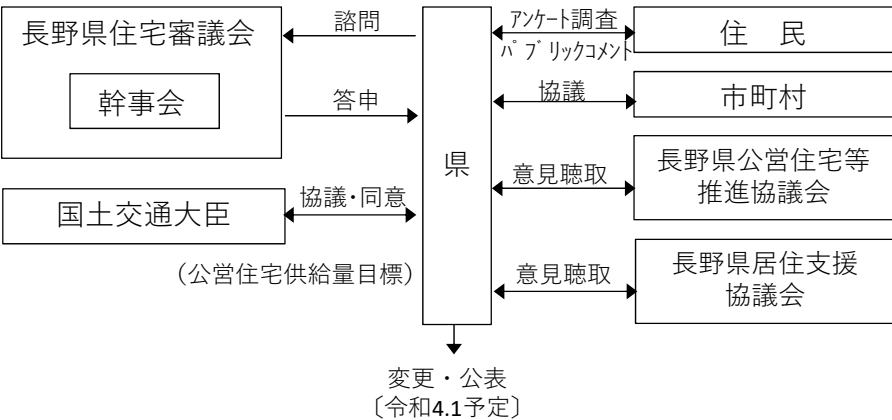
現行の長野県住生活基本計画について、計画期間の前期5年が経過したことから、社会経済情勢の変化等に対応するため、令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）の変更を踏まえて、見直しを行う。  
あわせて長野県高齢者居住安定確保計画と長野県賃貸住宅促進計画を内包する計画とする。



## 2 経過

	住生活基本計画 （全国計画）	長野県 住生活基本計画	計画期間
当初	平成18年9月	平成19年3月	平成18～27年度
現計画	平成28年3月	平成29年1月	平成28～令和7年度
今回	令和3年3月	<b>令和4年1月予定</b>	令和3～12年度

## 3 策定体制



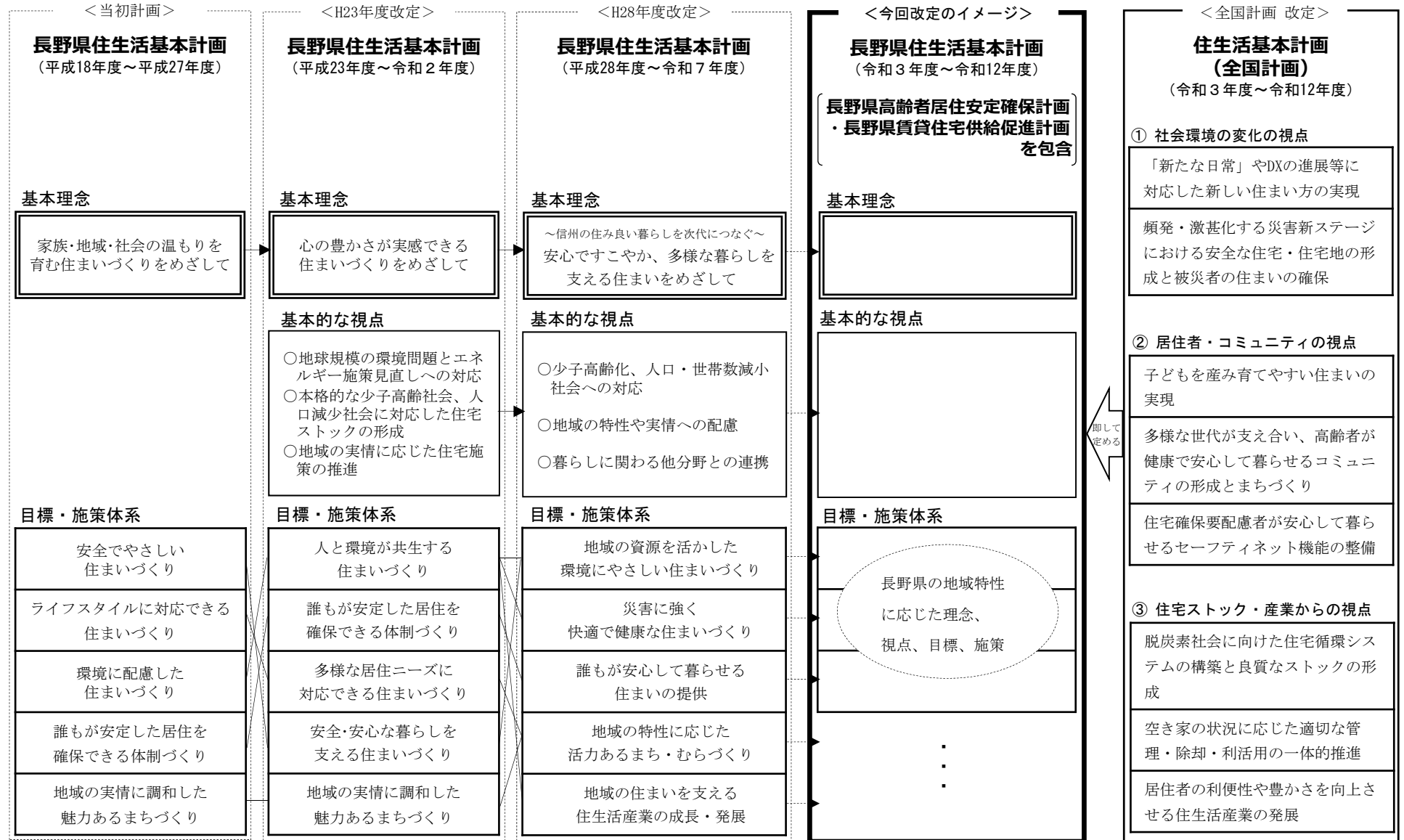
## 4 スケジュール

	令和2年度			令和3年度			
	8/4	11/5	3/15	5/18	8月	10月	12月
住宅審議会 幹事会	アンケート項目の検討、結果報告・分析・意見交換			諮問・方向性整理	計画素案の検討	計画の最終検討	答申
意見募集・協議				←パブリックコメント→ ←市町村等協議→			
調査等	県民アンケート（12月）						

計画名	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
<b>長野県住生活基本計画</b> 【目的】 住民の住生活の安定の確保及び向上の促進 【根拠法令】 住生活基本法 (※義務規定)		全国計画 見直し	県計画 見直し				全国計画 見直し	県計画 見直し	
<b>長野県高齢者居住安定確保計画</b> 【目的】 高齢者の居住の安定の確保及び福祉の増進 【根拠法令】 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法） (※任意規定)		計画 見直し			計画 見直し			計画 見直し	
<b>長野県賃貸住宅供給促進計画</b> 【目的】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 【根拠法令】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法） (※任意規定)								策定	

「長野県高齢者居住安定確保計画」・「長野県賃貸住宅供給促進計画」を「長野県住生活基本計画」に内包

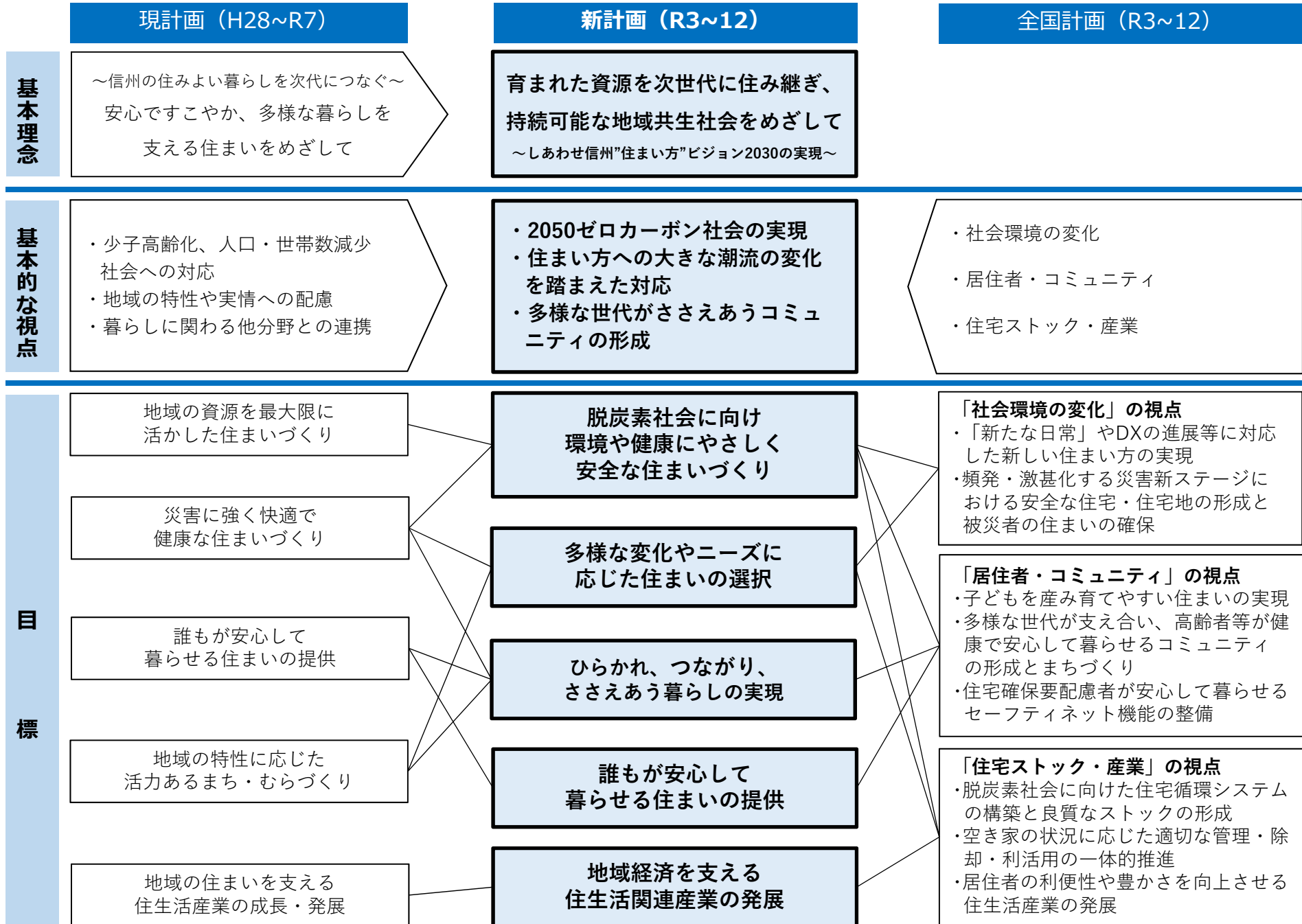
# 長野県住生活基本計画の変遷



## 《現状と課題》

- 少子高齢化・人口減少の急速な進展（高齢化問題、少子化問題）
- 管理不全の空き家の増加
- 5G等の新技術の活用、DXの進展
- 自然災害の頻発、激甚化
- 子育て世帯の減少、高齢者世帯の増加
- 旧耐震基準や省エネ基準未達成の住宅ストックの存在
- 働き方改革やコロナ禍を契機とした多様な住まい方、新しい住まい方への関心
- リフォーム・既存住宅流通等の住宅ストック活用型市場への転換の遅れ 等

# 長野県住生活基本計画（R3～12） 骨子案



## 長野県住生活基本計画（R3~12） 骨子案（施策の方向性）

目 標	施策の方向性
<p style="text-align: center;"><b>脱炭素社会に向け環境や健康に やさしく安全な住まいづくり</b></p> <p>持続可能な地域内循環に寄与する脱炭素社会の実現や、健康で快適に過ごせ、災害に強い住まいづくりをめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2050ゼロカーボンへの住宅省エネ性能の向上</li> <li>○ 県産木材を活用した住宅整備の促進</li> <li>○ 健康の維持や増進に寄与する住宅の推進</li> <li>○ 自然災害に強い住まいづくりの推進など</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>多様な変化やニーズに応じた 住まいの選択</b></p> <p>「新たな日常」やDXの進展等に対応した住まい方や、ライフスタイル・ライフステージに応じて柔軟に住みこなせる社会をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロナ禍等を契機とした移住・二地域居住等の促進</li> <li>○ 子育てしやすいリフォーム等の促進</li> <li>○ ニーズ等により住み替え可能な既存住宅の流通促進など</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>ひらかれ、つながり、ささえあう 暮らしの実現</b></p> <p>ささえあいで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまち・むらづくりをめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者が健康で安心して生活できる住宅の確保 <b>（長野県高齢者居住安定確保計画）</b></li> <li>○ 多世代が共生するミクストコミュニティの形成</li> <li>○ 良好な景観への誘導とコンパクトシティの推進など</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>誰もが安心して暮らせる 住まいの提供</b></p> <p>住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいが確保できる基盤の強化をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公営住宅等の公的賃貸住宅の公平・的確な供給</li> <li>○ 住宅確保要配慮者への住宅セーフティネットの充実 <b>（長野県賃貸住宅供給促進計画）</b></li> <li>○ 災害時の仮設住宅等の速やかな建設・確保の支援など</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>地域経済を支える 住生活関連産業の発展</b></p> <p>地域の住まいを支える裾野の広い住生活産業の発展・成長のための環境づくりをめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育機関等との連携による担い手の育成</li> <li>○ 既存住宅の利活用に係る産業の活性化など</li> </ul>

## 長野県住生活基本計画（H28～R7） 目標達成指標の状況

目標達成指標		現状値	進捗の目安 (直線補間による目安)	
地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり				
1	新設住宅（木造在来工法）の推定木材使用量に対する県産木材建築用材製品出荷量の比率	30.1%（H26）⇒ 50%（R7）	19%（R1）	39%（R1）
2	すべての窓が二重サッシ又は複層ガラスになっている住宅ストックの割合	24%（H25）⇒ 35%（R7）	26%（H30）	29%（H30）
3	長期優良住宅の認定を受けた新築住宅の割合	16.2%（H27）⇒ 20%（R7）	15.3%（R1）	17%（R1）
災害に強く快適で健康な住まいづくり				
4	住宅の耐震化率	77.5%（H25）⇒ 95%（R7）	82.5%（H30）	84%（H30）
5	高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率	48%（H25）⇒ 80%（R7）	48%（H30）	61%（H30）
6	住宅性能表示制度を利用する新築住宅の割合	13.8%（H27）⇒ 40%（R7）	15.3%（R1）	24%（R1）
誰もが安定して暮らせる住まいの提供				
7	公営住宅の供給量（県営＋市町村営）	7,550戸（H28～R2）	10,117戸（H28～R2）	7,550戸（H28～R2）
8	最低居住面積水準未満率	1.8%（H25）⇒ できるだけ早期に解消	2.7%（H30）	—
9	応急仮設住宅の建設候補値を選定している市町村の割合	91%（H28）⇒ 早期に100%	100%（H29）	—
地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり				
10	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	56%（H25）⇒ 70%（R7）	52%（H30）	62%（H30）
11	空家等対策計画を策定した市町村の割合	4%（H27）⇒ 80%（R7）	66%（R2）	42%（R2）
12	景観行政団体に移行した市町村の割合	26%（H27）⇒ 40%（R7）	31%（R2）	33%（R2）
地域の住まいを支える住生活産業の成長・割合				
13	新設住宅（持ち家）における木造在来工法の割合	74.8%（H27）⇒ 75%（R7）	75.4%（R1）	74.8%（R1）
14	リフォーム実施率（持ち家）	6.4%（H21～25平均）⇒ 8%（R7）	5.9%（H25～30平均）	7.0%（H30）
15	既存住宅売買瑕疵保険加入率	4%（H26）⇒ 20%（R7）	14.5%（R1）	11%（R1）

## 長野県高齢者居住安定確保計画（H30～R5） 目標達成指標の状況

目標達成指標		現状値	進捗の目安 (直線補間による目安)	
1	高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率	48% (H25) ⇒ 80% (R7)	48% (H30)	61% (H30)
2	住宅性能表示制度を利用する新築住宅の割合	24% (H25) ⇒ 35% (R7)	15.3% (R1)	24% (R1)
3	公営住宅の供給量（県営＋市町村営）	7,550戸（H28～R2）	10,117戸（H28～R2）	7,550戸（H28～R2）
4	養護老人ホーム（定員数）	1,732人（H29） ⇒ 1,691人（R2）	1,691人（R2）	1,691人（R2）
5	軽費老人ホーム（ケアハウス）（定員数）	1,518人（H29） ⇒ 1,575人（R2）	1,545人（R2）	1,575人（R2）
6	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）（定員数）	378人（H29） ⇒ 388人（R2）	380人（R2）	388人（R2）
7	老人介護福祉施設（特別養護老人ホーム）（定員数）	11,442人（H29） ⇒ 11,659人（R2）	11,633人（R2）	11,659人（R2）
8	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）（定員数）	1,828人（H29） ⇒ 2,098人（R2）	1,953人（R2）	2,098人（R2）
9	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）における地域密着型施設の占める割合	13.8%（H29） ⇒ 15.0%（R2）	14.4%（R2）	15.0%（R2）
10	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）の定員数におけるユニット型の割合	41.5%（H29） ⇒ 42.0%（R2）	41.4%（R2）	42.0%（R2）
11	要介護（要支援）認定者のうち、自宅または地域で暮らしながら介護サービスを受けている者の割合	82.3%（H28） ⇒ 83.0%以上（R2）	82.7%（R1）	82.8%（R1）
12	生きがいを持って生活している高齢者（居宅要介護・要支援者）の割合	31.1%（H28） ⇒ 増加（R2）	30.6%（R1）	—
13	事業者集団指導参加率	86.9%（H28） ⇒ 87.0%以上（R2）	81.1%（R1）	87.0%（R1）
14	介護サービス情報公表対象事業所の公表割合	92.9%（H28） ⇒ 94.0%以上（R2）	89.9%（R1）	93.7%（R1）